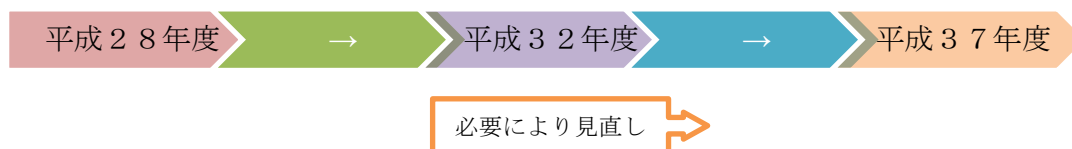


第2章 計画期間

計画の期間は、平成28年度から平成37年度の10年間とします。
また、状況の変化により、計画の期間内であっても必要に応じて見直しを行うこととします。



腰越城跡からの風景